

教育長	教育部長	課長	指導主事	課長補佐	主査	係	保存区分
							永・10 5・1

平成26年大口町教育委員会 8月定例会議

平成26年 8月28日

午前 9時30分 開 議

健康文化センター 1F 機能回復訓練室

議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 教育長報告

日程第3 議事録署名者の指名

日程第4 議 題

議案第18号 大口町就学指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱について

日程第5 協議事項

(1) 学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱の一部を改正する要綱について

日程第6 連絡事項

- (1) 大口町教育委員会外部評価委員会報告を受けて
- (2) 大口西小学校第2回学校保健委員会について
- (3) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について
- (4) 行事予定について

日程第7 その他

出席委員

委員 長 中里 みどり
委員 丹羽 茂文

職務代理者 水谷 恵子
委員 藤田 金生

説明のため出席した者

教 育 長 長屋 孝成

生涯学習課長 竹本 均

学校給食センター所長 社本 健二

学校教育課長補佐 佐橋 竜午

生涯教育部長兼
学校教育課長 杉本 勝広

町立図書館長兼
歴史民俗資料館長 江口 昌宏

学校教育課主幹兼
派遣指導主事 伊藤 勝治

学校教育課主査 三輪 典幸

◎開会

○中里委員長 それでは、時間になりましたので、平成26年大口町教育委員会 8月定例会議を始めます。

本日の傍聴人はおりません。

本日は、教育委員 5名中 4名出席で定員に達しておりますので、このまま会議をさせていただきます。

(午前 9時28分)

◎日程第1 委員長報告

○中里委員長 2. 報告、委員長報告。

私は、8月19日から6日間、国際交流事業推進委員の代表として、大口中学校の生徒11名と大学生1名を連れて、6日間シンガポールに行っていました。

今回のスケジュールは、語学学校での英語研修やヤマザキマザックのシンガポール工場見学、ニューウオーター・ビジター・センターを訪問したり、シンガポール日本人学校を訪問などなど非常に盛りだくさんのスケジュールでした。その中で、特に私は日本人学校でお会いした元大口中学校の教頭先生でありました齊慶先生にお話をお伺いすることができまして、その中で、非常に感銘を受けたことが幾つかありまして、それをちょっと皆様の前で御報告させていただきたいと思います。

まず日本人学校というのは、日本で考える公共の学校とはちょっとランクが違っていて、日本でいう専門学校に当たるということで、毎月月謝をお支払いして学校へ通わせるということで、無料の義務教育を受ける学校とはちょっと違います。授業は9科目中4科目の音楽、家庭科、体育、美術においては、ネイティブの英語の先生が英語で授業をします。

そして、そこに日本人の先生も入り、チームティーチングで行われますが、とにかく英語で英語を理解するという能力をつけさせるために、その4教科については英語で授業を進めているということです。

また、部活動においては、日本人学校で部活動をするというのは非常に珍しいことではありますが、シンガポールでは部活動を週に3回程度やっているということです。なぜ部活動が難しいかというと、やはり学校に来るのに、歩いてこれる生徒はほとんどいない。親が送迎するか、バスで通うか、もしくはシンガポールの場合、治安が非常にいいので、電車に乗って通ってくるか、そういった方法しかないんですね。ですので、バスの関係もありますから部活動を毎日して帰るといふわけにはいかず、シンガポールで部活動をやっていた生徒が日本に帰って中学校で部活に入ると、そのレベルの差に愕然として、とてもついていけないということです。や

っぱり練習時間が少なく、朝練とかいうのもできないので、その部分では生徒がかわいそうだという話を齊慶先生はおっしゃっていました。

ですが、みんな日本のカリキュラムにのっとった授業をしております、私の質問で日本では携帯電話とかLINEなどで非常に問題が起こっているんですけど、シンガポールではどうですかという話をしたら、やはりシンガポールでも同じようなじめの問題やLINEや、あといじめのメールみたいなのをもらう生徒がいるということで、それに関して、学校は非常に厳しく指導しているということです。なぜなら、そこでいじめられた生徒や孤立してしまった生徒がいると、もうそこにしか居場所がないんですね、その生徒は。ほかの学校に転校することができないし、あとは日本に帰ることしかできない。だから、ひどくならないうちに、学校ではきちんと指導して、みんなが日常生活をちゃんと送れるような、そういう心配りをしているというお話でした。

まだまだお話ししたいことはあるんですが、11月にふれあい祭りで報告会がありますので、皆様、お時間ありましたら、ぜひぜひこちらのほうにも足を運んでいただけたらと思います。

それと、次に昨日の8月27日水曜日に私と水谷委員で北小学校にお伺いしまして、加木屋校長先生の論文と指導案の書き方の講義と指導主事によるタブレットを使った算数の授業を受けてまいりました。

加木屋先生の論文・指導案の書き方は非常に明確で、こういうふうには書き方を教わると、もしかしたら私も書けるのではないかというような曖昧だった輪郭をはっきりと、くっきりとさせてくださったような講義でした。

指導主事の算数の授業は、黒板に書かれた問題が一瞬で手元のタブレットに送られてきたり、また自分の書いた答えが一瞬にして今度は黒板に映し出されたりという、とにかく速いスピードで手際よく授業が進んでいくということで、タブレットを使うと非常に便利な授業展開ができるんだなということは身をもって体験することができました。

ただ、昨日はたまたまなんですが、先生の使うパソコンのほうがちよっとエラーがありまして、業者の方が待機していたので、それで直していただいて、そこで約5分ぐらい授業が中断してしまったということがありました。業者の方がおっしゃるには、やはりこれからエラーにどのように対処していくかというのが今の課題であるというお話でした。以上です。

◎日程第2 教育長報告

○中里委員長 では次、教育長報告、長屋教育長お願いいたします。

○長屋教育長 きょうは、あいにくの雨になりましたけれども、本当にことしの夏は雨が大変多い。そして、日本各地で大変大きな災害が起きた。そんな夏休みでもありました。

また、この近辺で見ますと、御承知のように木曾川で水遊びをして中学校3年生の生徒が水難事故ということもありましたし、それから夏休み中に野球の練習で、高校生が落雷で死亡するという、そんな事故があつたりして大変な夏休みでありました。

大口町内の小・中学校につきましては、夏休みに入ってから今までのところ児童・生徒の事故等についての報告は今のところありません。各小・中学校で、児童・生徒たちは有意義な長期休業を過ごしたのではないだろうかと思っております。

前回の7月24日以降の主な件についてですけれども、7月にはエピペンの講習会を開催して、小・中学校の先生方、それから保育園の先生方に出席していただきました。

それから8月4日ですが、丹羽郡のスピーチコンテストが町民会館で開かれまして、大変有意義な会になったのではないかと思います。特に、大口中学校の3年生は全員参加をしております、大変発表の態度もよかつたし、それ以上に生徒の聞く姿勢というのも大変よかつたように思います。

それから、夏休みの前半のところ、いろいろな各種スポーツ大会が開かれましたが、大口中学校の陸上部の子で東海大会、あるいは全国大会に出場する生徒もいまして、その子たちが8月4日に町長への表敬訪問をしました。

それから8月6日、町内に初めて勤務される先生方が、大口町内の様子をしっかり知っていただくということで郷土めぐりというのを開いて、たくさんの先生方が参加をされました。

それから8月7日ですが、前にもお話ししましたが、学校と江南警察署との連携、子供たちの健全育成に向けての連携を強化するというので、この日江南警察署で大口町、江南市、岩倉市との間に協定書の承認を行いました。

それから、8月20日ですが、8月5、6日と中学生の広島派遣がありまして、その報告会が平和祈念式で、中学校2年生の代表生徒が立派に発表してくれました。

また、元特攻隊員であり、知覧の初代館長だった板津さんという方が講師に来ていただいて、平和についての講話を聞く機会も得まして、生徒たちにとりまして平和の大切さを学ぶ絶好の機会になったのではないかと思います。

それから別件ですが、教育委員会制度の改革ということについてであります、今年度地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正する法律ができたわけですので、来年4月1日から施行されるということでもあります。これに向けまして、8月の初めに県で説明会が持たれまして、事務局4名が参加しました。今後、この法律の施行に向けて、大口町内の条例を改正しなければならないということで、膨大な作業が残っているわけですけれども、12月の議会に向けて準備をしていきたいと思っております。

それからまた、町の議員さんたちにも概略を知っていただくということで、8月19日の文

教福祉常任委員会、また昨日の全員協議会において、部長からこの法律の概略について説明をしたところであります。

それから続きまして、教育委員会外部評価委員会の件についてですけれども、7月10日、7月23日、8月6日と3回の外部評価委員会を開きまして、平成25年度の教育委員会の業務につきまして報告書をまとめたところでありまして、本日お手元に届いているかと思えますけれども、御承認をいただきまして、議会に報告すると同時に今後ホームページにも掲載して公表をしていく予定ですので、よろしく願います。

それから、全国学力学習状況調査についてですが、8月26日に教育委員会に届いたばかりでして、次回の教育委員会の定例会につきまして、またその結果、資料を説明していきたいと思っております。

今後の予定ですが、9月1日が2学期の始業式、そして2日から学校給食が始まる、こんな予定であります。以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

◎日程第3 議事録署名者の指名

○中里委員長 続きまして、3. 議事録署名者の指名。

本日は、私と藤田委員でお願いいたします。

◎日程第4 議 題

議案第18号 大口町就学指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱について

○中里委員長 4. 議題。議案第18号 大口町就学指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○三輪学校教育課主査 それでは、議案につきまして説明させていただきます。

議案第18号 大口町就学指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱について。

大口町就学指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のように定めるものとする。平成26年8月28日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、就学指導委員会設置に関する事項等の一部を改正するために必要があるからである。

1枚めくっていただきますと、改正要綱がありますけれども、まず要綱につきまして読み上げて説明させていただきます。

大口町就学指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱。

大口町就学指導委員会設置要綱（昭和52年教委要綱第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大口町教育支援委員会設置要綱。

第1条中、「大口町就学指導委員会」を「大口町教育支援委員会」に改める。

附則、この要綱は平成26年11月28日から施行する。

この改正要綱につきましては、先回の7月24日に行われた定例会の中で、協議事項ということで一度説明をさせていただいた内容でありますけれども、そのときと改正の内容が一部変更となっておりますので、少しお話しさせていただきます。

4月の改正要綱の(案)の中では、改正する部分、現行の就学指導という部分を教育支援という言葉に改めるということで、この部分だけを取り上げて改正をしていくということで進めておりましたけれども、担当課と調整をさせていただいた結果、この一連の固有名詞という中で改正するのが適正であろうという指示をいただきましたので、題名につきましても大口町教育支援設置要綱の部分を取り上げております。

また、第1条中につきましても、この一連の部分の固有名詞として取り上げて改正をするということで、調整ができております。

あと、施行日についてなんですけど、当初は9月1日から施行と考えておりましたけれども、こちらにつきましても調整の結果、11月28日、この日は教育支援委員会が開催される日でありまして、この日から施行でいいのではないかということになりましたので、このように内容を変えて、審査会につきましても既にこの内容で通っております。

今後の流れですが、今回この定例会で承認をいただいた後に、早速告示の準備を進めながら、11月28日の開催日には新しい名称でもって開催をしていくという流れになってまいりますので、よろしく願いいたします。

説明としては以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

これは、名称を改めることにより、より支援がしやすくなる、そういう目的でしたよね。

○三輪学校教育課主査 そうですね。

名称を変えることによって、幅広い支援というのが可能ということにはなりますが、やはり大口町という規模から考えていくと、国が言うような幅広い支援というところまではちょっと難しいとは思いますが。この名称を変えることによって、現行の要綱の中でも特に必要と認めることについてはやれますよということが書いてありますので、その中で、実際の運用の中で必要に応じて、またいろいろな支援や何かができるようになればいいなと考えております。

○中里委員長 ありがとうございます。

以上の今の説明につきまして、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。特によろしいで

すか。

(挙手する者なし)

○中里委員長 それでは、11月28日からということで、よろしくお願いいたします。

◎日程第5 協議事項

○中里委員長 続きまして、協議事項、(1)学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱の一部を改正する要綱について、事務局から引き続き、御説明をお願いいたします。

○社本学校給食センター所長 それでは、私から、この件に関しまして説明させていただきます。

まず御案内のとおり、学校給食用物資につきましては、どの業者でも誰でも納入するというわけではございません。先ほど追加資料でお渡ししました学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱に基づいた業者さん、また団体さんでないと物資は納入できないという決まりになっております。

それで先月、学校教育課関係で、暴力団排除の措置に関して協議事項がございましたけれども、それと同じようなことで、端的に申しまして、学校給食用物資納入業者さんの中に暴力団関係の方が見えた場合、申請ができないというような内容のものに改正させていただいております。

朗読させていただきます。

学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱の一部を改正する要綱。

学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱（平成10年教委告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書きを加えるということです。

第2条は、指定の申請でございます。

ただし、当該業者が暴力団排除措置対象者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ）であるとき、又は当該業者が法人等であって、その役員若しくは従業員のうち暴力団排除措置対象者に該当する者がいるときは、申請することができない。であります。

それから、次は様式第3中、これは現行の要綱のページでいいますと、6ページに当たるところでございます。6ページに誓約書ということで、これは教育委員会のほうに指定をされた業者さんが指定を受けたと同時に提出していただくものであります。この様式第3中にあります9号以降に追加条文を加えるものであります。

朗読をさせていただきます。

様式第3中、「9 各項の誓約事項に違反した行為のため、教育委員会が不適格業者であると認めるときは、指定を取り消されても異存のないこと。」を「9 各項の誓約事項に違反した行為のため、教育委員会が不適格業者であると認めるときは、指定を取り消されても異存のないこと。なお、指定取り消しによって生ずる一切の損害について教育委員会に請求しないこと。10 暴力団排除措置対象者であり、又は法人等であって、その役員若しくは従業員のうち暴力団排除措置対象者に該当する者による契約解除に伴い生じる一切の損害について教育委員会に請求しないこと。11 その他教育委員会の指示に従うこと。」に改める。

附則としまして、この要綱は平成26年10月1日から施行するということになっております。

なお、今回御協議いただきまして、きょうの例規審査会にお諮りして、再度教育委員会定例会にお諮りするという手続になっておりますので、御了承願いたいと思います。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○中里委員長 ただいまの説明で、御意見、御質問等ありますでしょうか。

過去には、こういった実際に暴力団が絡んでいたというような実証はなかったんですね。

○社本学校給食センター所長 それは一切ございません。

○中里委員長 それでは、承認ということでよろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○中里委員長 それでは、全員一致で承認ということで、よろしく願いいたします。

◎日程第6 連絡事項

○中里委員長 続きまして、6. 連絡事項、(1)大口町教育委員会外部評価委員会報告を受けて事務局のほうからお願いいたします。

○佐橋学校教育課長補佐 それでは、外部評価委員会の報告書が提出されましたので、その内容について説明をさせていただきます。

表紙をまず1枚めくっていただいて、裏面をごらんいただきたいと思います。

外部評価委員会を行う根拠になりますけれども、四角の枠の中で囲ってある部分をごらんいただきたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定がされております。ここでは、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務、途中省略しますが、管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

また2号では、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするという規定がございまして、こちらに基づいて、大口町教育委員会では平成20年度から、この外部評価委員

会を実施しております。

目次の裏面をごらんいただきたいと思います。

1 ページになりますけれども、2 番として学識経験者の知見の活用というところがあります。外部評価委員会さんにつきましては、教育委員会の6月定例会で御承認をいただきましたお2人の方、鈴木公樹様と岩根佐代子様には評価をしていただきました。

3番としまして、点検評価の対象ですが、平成25年度に実施した各課の主要な事業を対象としたということでございます。

4番、委員会の経過ですが、全部で3回委員会を開催しております。第1回が7月10日木曜日、中央公民館の2階C会議室で行いました。第1回目につきましては、委員さんへ委嘱状の交付、また評価の進め方の説明、またこの後、膨大な資料がございますが、平成25年度の各課の事業ごとの説明を行いました。

また、その後、大口西小学校と北小学校の視察を行っております。

第2回につきましては7月23日水曜日、中央公民館2階C会議室で行いました。この回につきましては、質疑応答を行いました。第3回が8月6日水曜日、健康文化センター1階多目的室で行いまして、最終の事業の評価、評価報告を行って報告書をまとめたという経緯になります。

評価の方法ですが、昨年度と同じ方法で評価をさせていただいております。評価の方法につきましては、事業の内容を数量や経費、そういったものを数値化して、客観的に評価をする定量的評価というものが1つと、その事業の快適性、浸透度、信頼度合い、そういったものを主観的に評価する定性的評価という2つの方法がございますが、教育行政につきましては、数値化する定量的な評価というのは余りなじまないということで、定性的な評価で実施をするということで進めました。下の(1)、(2)でございますが、まず(1)で自己評価ということで、担当課が達成度合いに応じてa、b、c、dと各事業について自己評価を行います。その後、外部評価委員会さんに、必要性、有効性、効率性、達成度、こういった4つの視点からA、B、C、Dということでの評価をいただくということで進めさせていただきました。

次、3ページから、37ページまで資料が続いております。こちらが平成25年に行った各課の各事業ごとの説明資料になります。それぞれの事業ごとに3つの項目で説明をしております。事業目的と事業内容、また事業成果ということで、37ページまでわたって説明をさせていただいております。

38ページから40ページ、こちらが最終外部評価委員会さんから評価をいただいたものをまとめたものになります。

こちら飛ばしまして、さらにその次の平成26年度外部評価一覧表というのが両面についてお

るかと思えます。こちらが外部評価委員さんに各課の各事業ごとに評価をいただいた一覧表ということになります。一番右側に外部評価委員さんの評価が記載されております。その隣が各課の自己評価ということになります。この評価作業につきましては、本日資料としてはつけておりませんが、このほか、平成24年度と25年度の事業の内容が比較できる評価シートというものをお渡ししまして、先ほどの第1回、第2回の委員会の内容等を含めて、こういった形で、それぞれ委員さんに評価をしていただいております。

戻りまして、38ページをごらんいただきたいと思えます。

こちらが第3回の委員会の中で、お2人の意見を協議させていただいて、すり合わせた最終の意見ということになります。それぞれの課ごとに評価意見と総合評価ということで、右上の欄に記載をさせていただいております。学校教育課につきましては、総合評価はAという結果になりました。(2)番の学校給食センターの総合評価もAということでございます。(3)生涯学習課の総合評価もAという結果になります。(4)図書館、こちらにつきましては、総合評価はBという結果でございました。(5)歴史民俗資料館、こちらにつきましては、総合評価Aという結果になっております。

では、40ページの最後のまとめの部分の「最後に」というところがありますので、こちらのほうを一読させていただきたいと思えますので、御確認がいただけたらと思えます。

最後に人は学校を出て就職し、家庭を持ち子供を育て上げる。そして、定年を迎える。ここまでは、いわば先人によって敷かれたレールの上を歩いてきたようなものである。生涯学習の成果は、このレールのないところに自分自身の生きがいを見つけられるよう、そのきっかけづくりを提供しているかが問われていると思われる。

大口町の教育は、幼稚園、保育園、小学校、中学校が連携し、一人一人の児童・生徒の段差のない支援を保つことが可能である。一方、学校支援地域本部事業の中で、地域住民も各学校の支援活動で子供たちと接し、顔見知りになることで、大口の子供たちを地域で育てる。さらに町全体で子供を育てる意識が育てられている。このことは、学校現場と地域が両輪となり「大口の子は大口で育てる 大口の子は大口で育つ」ことが実現していく柱になると思われる。その中で、支援を必要とする子供だけでなく、大人も含め、地域で支え合う相互扶助の関係が地域から町へと広がっていくのではないかとと思われる。そういうまちづくりを目指し、大口町教育委員会のアプローチで町民の学びの場を提供し、支え、町民一人一人のライフスタイルの中で、一生涯学び続ける町となっていくことを願うというまとめの報告書になりました。

下の写真につきましては、お2人の委員さんから報告書を教育長に提出をさせていただいたところの写真になります。

それでは、2枚はねていただきたいと思えます。

⑨というふうに印がついた資料があるかと思えます。

この報告書を受けて、今後の流れになりますが、教育委員会としての意見をつけさせていただいて、冒頭にも申しましたように、大口町の教育委員会委員長から大口町議会議長宛てに報告をするということで、その報告をするための（案）の文書をつけさせていただいております。表が提出についてという文書になります。裏面をごらんいただきたいと思えます。こちら報告書を受けて、教育委員会として今後の取り組みについてというものを作成させていただきました。

また、一読をさせていただきますので、内容について御確認をいただきたいと思えます。

大口町教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様への説明責任を果たすため、平成25年度事業の点検及び評価を実施し、その結果を報告書にまとめ、外部評価委員会による点検評価を実施しました。委員会から御指摘いただきました御意見につきましては、真摯に受けとめ、今後も引き続き、さまざまな事業の課題解決に努め、大口町の住民にとってより効果的な施策展開となるよう取り組みます。

平成15年3月に策定された「大口町生涯学習基本構想」も策定後10年が経過しました。この間、千年に一度と言われる東日本大震災を経験し、多くの人々の生き方に変化があらわれ始めました。災害への備えや、人と人とのきずなや、地域とのかかわりの大切さなどが再認識され、どう生きるべきか問われるようになってきました。

また、社会構造は急速に変化しており、少子・高齢化が進む中、今後ますます厳しい財政状況が到来すると言われており、問題の解決が迫られています。

そのような時代の流れの中、大口町のまちづくりの基本理念である「自立と共助のまちづくり」を目指し、町民が生涯を通じ、心豊かで生きがいのある充実した人生を送れるよう「生涯学習基本構想」の見直しを、中・長期展望に立って進めてまいり所存です。

今後も、大口町議会を初め、町民の皆様には、教育委員会の各事業に御理解をいただくとともに、変わらぬ御指導をお願い申し上げます。平成26年8月28日、大口町教育委員会。

この内容で、もしよろしいということであれば、本日昼から大口町の議会議長を初め各議員さんに提出をさせていただきます。また大口町のホームページにもアップをしていきたく考えておりますので、よろしくをお願いします。

説明としましては以上です。

○中里委員長 それでは、今の説明を聞き、何かそれに対して御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

○藤田委員 連絡事項ですね、協議事項ですか。

○佐橋学校教育課長補佐 そうですね。最後の（案）の文書、表裏については、こちら協議事項、連絡という題にはなっておりますが、内容の御確認がいただきたいなあと思いますので。

○中里委員長 今何か、訂正したいと言え、訂正できるわけですか。

○佐橋学校教育課長補佐 もしそういうのがあれば。

○中里委員長 ということなので、何か。

○藤田委員 膨大なエネルギーを使っていただいて、まとめていただいたと思いますが、ところどころ気になる誤字脱字等があるにはありましたので、それらの訂正がしていただけたらなという気を持っております。

今、最後に（案）のところというお話でございましたが、今後の取り組みのところを今読んでいただきまして、4段目、委員会から御指摘いただきました御意見につきましてと真ん中にありますけれども、この委員会をぱっと見たときに教育委員会という頭があるのか知らんけれども、外部評価委員と入っておらんと混乱せんかなと思いました。ほんの些細なことですが。

○中里委員長 では、ここは外部評価委員会と明記していただけますか。

○佐橋学校教育課長補佐 はい。外部評価委員会からということで訂正をさせていただきます。

○藤田委員 一番最初にぱっと思ったところは、実はこれの7ページと8ページところで、7ページの表現と8ページの表現が違うんです。ADHDの切り方が。ADHDを「（注意欠陥・多動性障がい）」と書いて、8ページのほうは「通常学級にも学習障害、注意欠陥、多動性障がい」、今度は中点じゃなくて、点になってくるんですね。同じ言葉がこういうふうに分かれておるもので、このページがぱっと気になりました。

細かいことを言って申しわけございません。ちょっと気になったところだけ、後でまた。

○中里委員長 そこは統一するというので、お願いいたします。

そのほかに何か御指摘等ありますでしょうか。

長屋教育長いかがですか。

○長屋教育長 ちょっと済みません、誤字脱字のところ、もし気がついているところがあれば、皆さん、なかなか気づかないところがありますので。

○藤田委員 僕、結構くしゃくしゃだもんで。そのADHDについては直していただきたいと思います。それから3ページ、ここでは学校長という表現が出てきますが、これは職名だったら校長じゃないかと思いますが、あと、またどこかにも学校長と出ておりました。

○中里委員長 これは、校長の表記のほうがいいということですね。

では、ここは「学校長」から「校長」ということで、訂正をお願いいたします。

○佐橋学校教育課長補佐 はい、わかりました。

- 中里委員長 藤田委員、そのほかありますか。誤字脱字。
- 藤田委員 余りごちゃごちゃ細かいことを言うと、あれでございませうが……。
- 中里委員長 でも、ここではしっかり直したほうがいいと思いますので。
- 藤田委員 適応指導教室は中学生だけですか。
- 長屋教育長 いや、小学生も。
- 藤田委員 小学生もおったら、児童・生徒だと思いますけど、5ページ5行目。
思ったことを勝手に言っているんですか。
6ページの四角の中、授業改革なのかな、改善なのかな。
- 中里委員長 事業「改革」を「改善」のほうがいいのではないかということですね。
- 藤田委員 教育長先生の判断に任せます。
- 中里委員長 教育長はどのような考えですか。
- 長屋教育長 難しいね。こちらにらせてください。
- 中里委員長 じゃあ、この点はちょっと検討していただくということで。
6ページ以降に関してはいかがですか。
- 竹本生涯学習課長 ここでは、教育委員会として議会に報告するとのことの内容の中に、誤字脱字があるとまずいで、訂正は。今、御指摘をいただいているやつは、来年度の評価委員会をやるときの資料として御参考にさせていただくという流れになっているんですね。細かいことは、また担当に御指摘いただければ、来年その辺を直しながらという話になりますので。
- 中里委員長 担当に直接御指摘ということで。
- 竹本生涯学習課長 それでいいと思うんですけども、報告自体はもう変更することはできませんので、それより教育委員会から議長さんに報告する内容のところで、気になっているところ、変更部分、もしくはつけ加えなければいけない部分があれば、変更していただきたいと思えます。
- 中里委員長 それでは、これで議長に提出するという点では、皆さん、よろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 中里委員長 では、これをお願いいたします。
それでは、次の連絡事項に移らせていただきます。
(2)大口西小学校第2回学校保健委員会について、お願いいたします。
- 伊藤学校教育課主幹兼派遣指導主事 学校長のほうから、第2回学校保健委員会のお知らせということで、西小学校さんの学校長が企画されております。もしよろしければ、御参加していただきたいということで御連絡を申し上げます。
内容につきましては、テーマ「いのちについて考えよう」ということで、今問題になってい

る携帯・スマホの安全な使い方、あと保護者向けに対して、携帯・スマホの安全な使い方ということで、2つに分けて講演をするそうですので、もしよければ御参加くださいという連絡を受けましたので報告いたします。お願いします。

○中里委員長 これは、参加するときには、参加するということで伊藤先生のほうに御連絡をするということですね。

○伊藤学校教育課主幹兼派遣指導主事 はい。私のほうに連絡してください。

○中里委員長 それでは皆さん、9月10日水曜日ということで、御参加のほうよろしく願いたします。

続きまして、(3)大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、願いたします。

○佐橋学校教育課長補佐 後援名義の使用許可、使用に関する要綱第5条4項の規定に基づき報告をさせていただきます。

使用許可が1件ございました。大口町商工会から申請がありまして、昨年度と同事業であるということで許可を出しておりますので、御報告をさせていただきます。以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

続きまして、(4)行事予定について、願いたします。

○三輪学校教育課主査 それでは、9月、10月の行事予定についてですけれども、まず9月ですが、9月27日土曜日ですが、小学校の運動会が開催されます。

また、御都合のつく委員さんにつきましては、各校を一緒に回っていただければということで、こちらは予定を入れてあります。

9月30日火曜日ですが、教育委員会定例会、場所につきましては大口南小学校で9時半から願したいと思います。

あと、9月の行事予定の中で、9月3日から9月議会が開会しまして、9月29日までの間、議会が行われますので、御承知おきいただければと思います。

10月に入りますけれども、まず10月1日、臨時会を開催したいと思います。場所につきましては役場の2階第1会議室、時間は9時半から、内容につきましては委員長と職務代理の選任についてを予定しております。

10月5日日曜日、町民体育祭が行われる予定となっております。

10月9日木曜日、西小学校の学校訪問。

10月22日水曜日、午後1時半から健康文化センターにおきまして、丹葉事務協が開催予定となっております。

翌日23日木曜日、定例会、場所につきましては、役場2階の第1会議室、時間は9時半からということで予定をさせていただければと思いますので、よろしく願いたします。

説明としては以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

行事予定について、何かつけ加え等ありますでしょうか。

1つ質問していいですか。今年度は視察が入っていると思うんですけども、それはいつぐらいになるんですか。

○佐橋学校教育課長補佐 今年度、視察ということで、予算も見ております。

時期については、現在まだ特に御案内もさせてもらっておりませんので、これからまた計画をしていきたいと思っておりますけれども、今年度、図書館の建設という大きい事業が一つございますので、そういった先進地を見に行きたいなあとは考えておりますけれども、また御協議させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○長屋教育長 時期で、いつごろがいいかということと、1泊が可能かどうか。可能でなければ、もう日帰りということになりますし。そこら辺、特に女性の委員さんの……。

○中里委員長 過去に1泊というのはありますか。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 ありますし、今教育長言ってみえたのは、御家庭の御都合で、どうしても泊まりは無理だよという話になれば、日帰りの場所を設定させていただきます。1泊可能であれば、多少足が延びるだけの予算はことし確保しましたので、広く見ていただく場面ができるということでございます。

○中里委員長 前は2カ所訪問しましたよね、2日間にわたって。そういうことも可能ですか。

○長屋教育長 1泊ということなら可能で、東京から大阪ぐらいまでならいいですね。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 そうですね。東京から大阪、もう少し足を延ばしてでも2カ所行けると思っていますので、別に2カ所にこだわっているわけじゃなくて、どうしても1カ所ここで集中的でという話しであれば、そういうふうに考えさせていただきます。

○中里委員長 それは、私たちのほうからこうことをしたいという提案はしてよろしいわけですか。

○長屋教育長 いいですよ。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 もちろん、結構でございます。

○長屋教育長 こういうところへ行きたいとか、別に図書館じゃなくても。

○中里委員長 興味のある学校を訪問してみたいということであれば。

大体、いつぐらいの時期にというふうを考えているんですか。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 できれば、9月議会が終わって11月とか、12月議会の終わった1月だとかという話になってくるんですけども、11月ぐらいがいいんじゃないかなというふうには自分は考えておりますけれども。

○中里委員長 わかりました。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 それと、議会の関係で今三輪主査が申し上げたんですが、9月議会の9月24日、一般質問が入っております。この一般質問、中止になりまして、9月24日麻生太郎財務大臣が地方行政の視察ということで、うちの議会に視察にお見えになりますので、9月24日、一般質問が中止で、お願いしたいと思います。

議会の細かな話をするとなんかあれなんですけれども、大口町の場合特にそうなんです、法人税を国が吸い上げるという、ちょっと法律の名前は忘れたんですけども、何%か吸い上げて再配分するという法律が実はできまして、その関係で大口町議会は国へ要望をかけております。とんでもないことをやるなど。地方の時代なのに、おかしいんじゃないかという要望をかけておまして、その地方の状況も聞きたいというようなことで財務大臣がお見えになり、財務大臣と大口町の議会の懇談会が昼間開催される予定になっておりますので、御報告だけ申し上げます。多分、新聞等では出るとお思いますので、御報告だけしておきます。

それから、運動会でございますけれども、昨年もお願ひしておりました9月27日、できれば教育委員さんと一緒に各学校を回った方が学校側も対応もやりやすいでしょうし、我々も動きやすいと思いますので、また時間等決めさせてもらって、集合場所を決めて、ワゴンで動けたらなあというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○中里委員長 そのようにお願いいたします。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 では、そのように進めておきますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○中里委員長 そのほかに行事予定について、何か。

○丹羽委員 私、前回サボっちゃったんですけど、9月25日の南小のはミスプリントですね。

○佐橋学校教育課長補佐 ごめんなさい。これは間違いでございますので。

○丹羽委員 だから、3連チャンやるわけじゃないですね。25、30、1日と。

○佐橋学校教育課長補佐 これは日にちが変わりましたので、30日に。こちら誤りになっております。

○中里委員長 そのほかにありますでしょうか。

(挙手する者なし)

◎日程第7 その他

○中里委員長 それではないので、最後の7. その他について、何か御連絡等ございませうか。

○佐橋学校教育課長補佐 前回の教育委員会の中で、協議事項で大口町教育委員会後援名義使用

に関する要綱の一部を改正する要綱というものを協議させていただきまして、今回の定例会で議案として上げさせてもらいますというお話をさせていただきましたけれども、実はこの暴力団排除関係の要綱の見直しを今全庁的でいろいろな要綱を行っております。それを進めていく中で、全ての要綱について中身を一度弁護士に確認をしてもらった上で、町の例規審査会にかけるということになりましたので、少し時期がずれることになりましたので、またそういった形で整いましたら議案で上げさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○中里委員長 弁護士からのオーケーサインが出たら、もう一度。

○佐橋学校教育課長補佐 弁護士さんに条例の中身を確認していただき、また町の例規審査会という手続を踏みまして、その後上げさせていただくという段取りになるかと思っております。

○中里委員長 では、またそのときに御連絡を下さいますようお願いいたします。

そのほか、ありますでしょうか。

(挙手する者なし)

○中里委員長 それでは、ないようですので、以上をもちまして平成26年大口町教育委員会8月定例会を終了いたします。ありがとうございました。

(午前10時27分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員 長

委 員